

令和 8 年 7 月 9 日
国官参建第 2 9 号
国都総第 1 8 4 2 号

各都道府県会計担当課長 殿
(市区町村担当課、財政担当課)
各指定都市会計担当課長 殿
(財政担当課)

国土交通省 大臣官房参事官 (建設人材・資材)
国土交通省 都市局 総務課長

国土交通省都市局所管の国庫補助金における建設キャリアアップシステムの活用について

建設業は、社会資本の整備や維持の主体であるとともに、災害時における「地域の守り手」として、国民生活や社会経済を支える極めて重要な役割を担っている。建設業がその重要な役割を将来にわたって果たし続けられるようにするためには、処遇改善や働き方改革をはじめとする担い手の確保に向けた対策や生産性向上の取組を一層強化することが急務となっている。

建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）については、技能労働者の有する資格や現場の就業履歴などの登録・蓄積を通じて、公共工事に従事する技能労働者がその能力や経験に応じた適切な処遇を受けられる労働環境を整備することを通じ、建設技能者の処遇改善、建設現場の生産性向上に向け建設業退職共済制度や社会保険の加入確認などに活用されるなど、「業界共通の制度インフラ」として各種施策が講じられているところである。

公共工事においては、『公共工事の入札及び契約の適正化を図るための指針』（令和 4 年 5 月 20 日閣議決定、最終改正令和 6 年 1 2 月 1 3 日閣議決定）により、国は、「その利用環境の充実・向上や利用者からの理解の増進、能力や経験に応じた処遇の確保に向けた必要な措置を講ずるとともに、各省各庁の長等は、公共工事の施工に当たって広く一般にその利用が進められるよう、就業履歴の蓄積状況に応じた工事成績評価における加点措置など、地域の建設企業における利用の状況等に応じて必要な条件整備を講ずる」とされ、地方公共団体においても『公共工事の入札及び契約の適正化の推進について』（令和 4 年 6 月 1 日付総行第 1 5 8 号・国不入企第 1 6 号、最終改正令和 6 年 1 2 月 1 6 日付総行第 5 4 1 号・国不入企第 3 0 号）により「各発注者にとっては、その発注する公共工事の施工に当たって広く一般に受注者等による建設キャリアアップシステムの利用が進められるよう、就業履歴の蓄積状況に応じた工事成績評価における加点措置など、地域の建設企業における利用の状況等に応じて必要な条件整備を講ずる」とされており、受注者においても『発注関係事務の運用に関する指針』（平成 2 7 年 1 月 3 0 日公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議、最終改正令和 7 年 2 月 3 日）により、「受注者

は、技術者、技能労働者等の育成及び確保並びに労働条件、労働環境の改善に努める。技能労働者の労働環境については、受注者は、技能労働者が現場で建設キャリアアップシステム（CCUS）を活用できるよう必要な環境を整備するとともに、下請業者に対し、その利用を促進すること等により、個々の技能労働者が有する技能や経験に応じた適正な評価や処遇を受けられるよう改善に努めるものとする。」とされているところである。

今般、これらを踏まえ、国土交通省都市局所管の国庫補助金による地方公共団体が行う工事については下記の運用を行い、CCUSについて一段と取組を推進され、適切な制度運用が徹底されるよう取り扱いされたい。

また、各都道府県におかれては、CCUSの取組が推進され、適切な制度運用が徹底されるよう、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対して、本通知に沿った取組の要請についてもよろしくお取り計らいされたい。

記

国土交通省都市局所管の国庫補助金による地方公共団体が行う工事において、『公共工事の入札及び契約の適正化を図るための指針』、『公共工事の入札及び契約の適正化の推進について』、『発注関係事務の運用に関する指針』の趣旨等も踏まえ、積極的にCCUSに関連した費用を計上すること。計上する費用としては、主に以下を想定している。なお、この通知以前にCCUSに関連した費用を補助金の対象として計上していた場合も問題ない旨念のため合わせて通知する。

① カードリーダー設置費用

カードリーダーの購入費用について、購入を証する領収書等による支出実績と現場での使用実績を確認することにより、支出実績に基づき費用を計上する。

なお、CCUSの継続的な活用の観点からリースの場合は計上対象としない。また通信費等は計上対象としない。

② 現場利用料（カードタッチ費用）

現場における現場利用料は、受注者が提出する当該現場に係る現場利用料の明細に基づき、現場管理費として計上することとする。

なお、現場でカードタッチを忘れた場合の事後補正については、（一財）建設業振興基金による請求に含まれた範囲に限り計上対象とする。

（参考）

用語の定義

① カードリーダー

CCUSに対応したICカードリーダー、入退場管理専用機器

②現場利用料（カードタッチ費用）

CCUSのシステム利用料のうち、技能者の就業履歴回数（カードタッチ）毎に発生する料金であり、元請として現場を登録する事業者が支払いを行う費用

以上